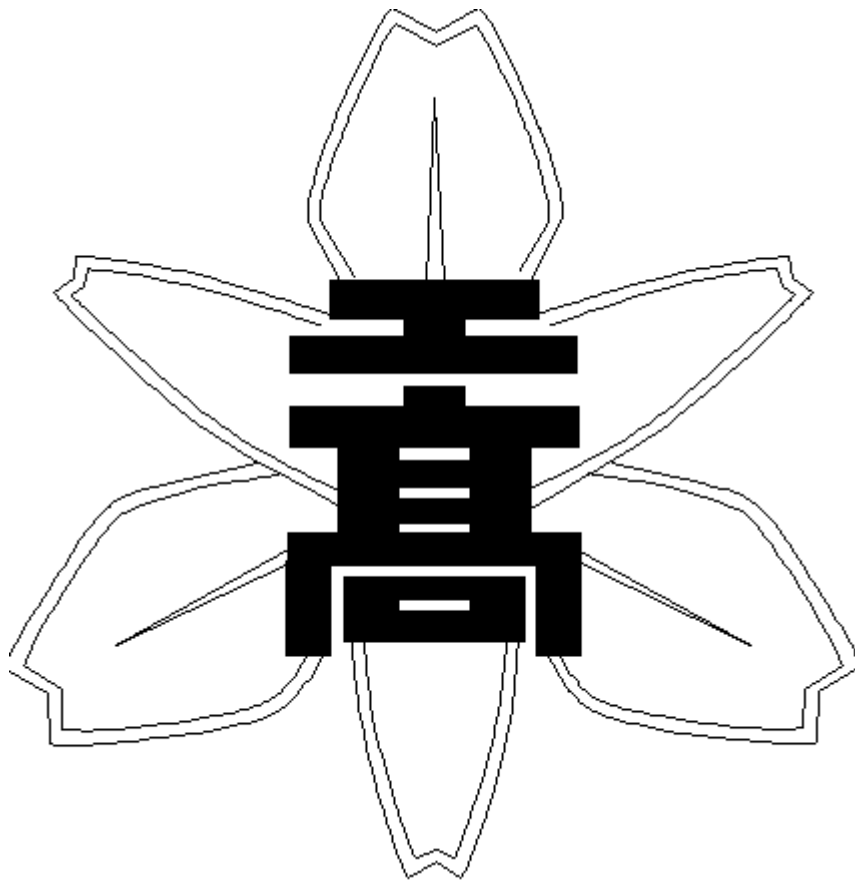


学校いじめ防止基本方針



令和5年4月

福島県立郡山北工業高等学校

■いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条 抜粋）

■いじめ防止の基本理念

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめはどの生徒にも起こりうるものであることを踏まえ、いじめの未然防止を図るとともに、その兆候を早期に発見し迅速かつ適切に対処する。
- (2) すべての生徒がいじめをおこなわず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、その情操と道徳心を培い規範意識を養う。
- (3) いじめの対処は、家庭や地域の関係機関と連携を図るとともに、関係する生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努める。

2 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域住民等の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には適切かつ迅速に対処し再発防止に努める。

■いじめ防止等に関する内容

1 いじめの未然防止のための取組

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を養うためすべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (2) 年間ホームルーム活動計画に「いじめ防止に関する内容」を必ず設け、重点指導項目として位置づける。
- (3) 交流活動や行事、ボランティア活動等を通じて保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制作りに努める。
- (4) いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通じて共通理解を図り組織的に対応する。
- (5) 生徒の少しの変化も見逃がさず見守るために、校務の効率化を図り生徒とかかわる時間を多くするように努める。

2 いじめを早期に発見するための取組

在籍する全生徒に定期的な調査を実施する。

- (1) 生徒対象いじめアンケート調査 年3回（5月 10月 2月）
- (2) 学級担任による個人面談（聞き取り調査） 年2回（6月 10月）

3 相談できる体制を整える取組

生徒及び保護者がいじめに係る相談ができるように、相談窓口（担任又は教育相談係等）を設け体制を整備する。

- (1) 相談・通報のあった事案は「いじめ対策委員会」を通じて情報を共有する。
- (2) いじめ防止に関する研修会を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止に関する職員の資質向上を図る。
- (3) スクールカウンセラーを効果的に活用できる体制を整える。

■いじめの早期解決のための取組み

- 1 いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、直ぐにいじめをやめさる。
- 2 いじめに係る相談を受けた場合は、いじめをやめさせその再発を防止するため、いじめを受けた生徒、保護者に対する支援といじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- 3 いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められたときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じる。
- 4 いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。
- 5 はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるように指導する。
- 6 いじめの当事者間の争いが生じないように、情報を関係者と共有する措置を講じる。
- 7 犯罪行為として取扱われるべき事例については、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

■インターネット上SNS関連のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを未然に防止し、生徒及び保護者対象の情報モラルに関する講演会等の必要な啓発活動を定期的に行う。

■「いじめ対策委員会」の設置

いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処などに関する措置を実効的に行う。ため、校内に「いじめ対策委員会」を設置し定期的を開催する。いじめと疑われる相談や通報があった場合は緊急開催する。

1 「いじめ対策委員会」の構成

校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、教育相談部主任、養護教諭、スクールカウンセラー等

2 活動内容

- ・いじめ防止等の取組み内容の検討、年間計画作成、実行、検証、修正
- ・いじめに関する相談、通報への対応
- ・いじめの情報収集と判断、対応検討、報告

■重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命や心身又は財産に重大な被害が生じた場合、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているなどの疑いがある場合は、県教育委員会と協議の上「いじめ対策調査委員会」を設置して迅速に調査を行う。

1 「いじめ対策調査委員会」の構成

校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、該当クラス担任、教育相談部主任、養護教諭、スクールカウンセラー、専門的知識及び経験を有する第三者等とする。

2 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめをうけた生徒やその保護者に対して適切な説明
- ・県教育委員会への調査結果の報告

■その他

1 いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2項目を学校評価の内容に加える。

(1)いじめの早期発見に係る取組みに関すること

(2)いじめの再発防止に係る取組みに関すること

2 福島県立郡山北工業高等学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

【令和5年度 年間計画】

月	生徒指導計画	面談・実態調査 (アンケート等)	校内研修計画	いじめ防止の ための会議等	評価計画
4	○新入生オリエンテーション ○始業式（いじめについて） ○服装頭髪指導（2・3年） ○制服着こなせセミナー（1年） ○自転車運転免許講習会（1年） ○自転車安全点検（2・3年）		○いじめの認知・定義について共通理解を図る（職員会議） ○1学年担当者研修（教育相談部）	○いじめ対策委員会①	○基本方針・計画・目標の作成および提示（PTA総会・ホームページ等）
5		○学校生活アンケート「いじめに関する調査」（生徒指導部） ○気になる生徒の調査（教育相談部）			
6	○服装頭髪指導 ○スマホケータイ安全教室（1年）	○担任による個人面談「面接週間」 ○1学年教育・心理検査「ハイパーQ」（教育相談部）	○教育相談教職員研修（教育相談部）	○いじめ対策委員会② ○気になる生徒の連絡会（教育相談部） ○アンケート結果の共有（職員会議）	
7					
8	○服装頭髪指導		○自殺予防について共通理解を図る（職員会議）		
9	○交通安全教室（1年） ○薬物乱用防止講話（2年）				
10	○生と性の講演会（1年） ○服装頭髪指導	○学校生活アンケート「いじめに関			○中間評価・報告

		する調査」(生徒指導部) ○担任による個人面談「面接週間」			
11				○いじめ対策委員会③ ○アンケート結果の共有(職員会議)	
12					
1	○服装頭髪指導				
2		○学校生活アンケート「いじめに関する調査」(生徒指導部)		○いじめ対策委員会④ ○アンケート結果の共有(職員会議)	○年間評価・報告
3					
	○年間を通してLHRにおいて計画し指導に取り組む				